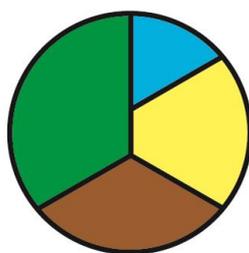


# メイド・イン上越 認証品 (特産品) 募集要領

～令和7年度募集分～



made in  
JOETSU

申請受付期間

令和7年4月1日(火)～令和7年5月30日(金) [消印有効]

※ 当認証制度については、メイド・イン上越認証事業実施要綱に定めるもののほかは、本要領によります。

# メイド・イン上越 認証品（特産品）募集要領

## 1. 目的

市内の中小企業者等が開発・改良及び製造した商品のうち優れた商品を「メイド・イン上越」として認証し、商品の情報発信や販売促進、関係事業者間の連携強化等を推進するものです。

## 2. 申請対象者

市税に滞納がなく、今後積極的に販売促進を図る熱意のある次のいずれかに該当する人及び団体

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 主として(1)の中小企業者により組織される団体
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体のうち、市内に事業所を有する事業協同組合、企業組合及び協業組合
- (4) (1)～(3)に該当しない人及び団体のうち、市内に本社及び商品の製造工場を有する人及び団体
- (5) その他(1)～(4)に掲げる人及び団体に類するものとして市長が特に認める人及び団体

## 3. 申請対象商品

新たな市場の開拓を目指す商品

※次のいずれかに該当する場合は申請することができません。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 特定の政治活動、宗教に関連するもの。
- (3) 他の権利（特許権、商標権等）を侵害するもの。
- (4) 必要な法令の許認可を受けていないもの。

## 4. 認証品について

### (1) 審査・基準

- ・ 上越ものづくり振興センター職員が事前に書類審査やヒアリングを行った上で、主に次の①～⑥の視点からメイド・イン上越認証等審査委員会で総合的な審査を行い、認証の適否を決定します。

#### 【基本項目】

- ① 地域性（上越らしさ…伝統・風土・素材（※）・製法等、ストーリー性）  
※素材・・・上越市産のものを一定量使用していること
- ② 信頼性（品質管理体制、経営基盤の状況、原料の安心安全（添加物の使用状況等）等）
- ③ 市場性（マーケットへの訴求力、競争優位性、販売価格の適正性）

- ④ 伝達性 (SNS 等を通じて商品の価値を発信し、それが顧客に届いているか)
- ⑤ 社会性 (SDG s や農福連携等、商品の背景にある社会的取組)

【加点項目】

- ⑥ インターネット販売に対応した商品であること。

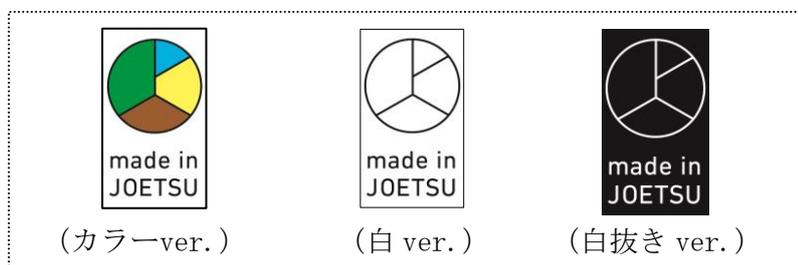
・審査委員会での審査の流れは次のとおりです。

- ① 申請者による申請商品のプレゼンテーション  
 ※PowerPoint でのプレゼンが必須となります。  
 ※食品の場合は、試食を行いますので、試食品をご用意いただきます。  
 ※パッケージの形状やデザイン、商品単体の形状、デザインや食品表示を確認しますので、商品についてもご用意いただきます。  
 ※商品の食品表示について、不適切な表示がないよう保健所等に十分ご確認ください。
- ② 審査委員との質疑応答
- ③ 総合審査

※ 申請及び試食に係る経費は申請者の負担とします。

## (2) 認証品に関する主な支援内容

- ・「メイド・イン上越 認証品」の認証書を交付します。
- ・「メイド・イン上越 認証品」の認証ロゴマークの使用ができます。



- ・「上越市見本市等出展事業補助金（新市場開拓枠）」(※)により、販路開拓、販売促進を支援します。
- ・市ホームページ、認証品のパンフレット等を通じた PR、情報発信を行います。
- ・その他、認証の期間に実施する施策に合わせ支援を行う予定です。

※「見本市等出展事業補助金（新市場開拓枠）」について

認証を受けた商品の販路開拓のために出展する見本市等の経費の一部を補助します。その補助率は一般枠に比べ有利な上、物産展への出展も対象となる場合があります。

- ・補助率…2/3 (一般枠は 1 回目 : 2/3、2 回目 : 1/2、3 回目 : 1/3)
- ・補助限度額…20 万円
- ・補助金の交付…1 つの認証品につき 3 回まで利用可能

### (3) 認証の期間

- ・ 認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過する日の属する年度の末日まで（今回の認証の場合は、令和11年3月31日まで）
- ・ 認証の更新は可能です。ただし、更新審査を行います。

## 5. 申請の方法について

申請に当たっては、書類を提出する前に、必ず上越ものづくり振興センターにご相談ください。

### (1) 書類の提出期限

以下の書類（各1部）を作成し、令和7年5月30日（金）までに上越ものづくり振興センターの担当窓口へ郵送または持参してください。書類の様式は、上越市ホームページからダウンロードできます。

【上越市ホームページ】

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/>

※トップページから、総合案内トップページへ>組織でさがす>産業部>上越ものづくり振興センターへお進みください。

### (2) 提出書類

次の書類を1部提出してください。

#### ①第1号様式・・・メイド・イン上越認証申請書

（添付資料）

- ・ 直近2期分の決算書の写し
- ・ 食品衛生監視票（食品衛生法及び新潟県食品衛生条例に基づく営業許可が必要とされている業種のみ）・・・食品のみ  
※申請時点で1年以内に取得したもの
- ・ 新潟県食品の指導基準に設定されている一般細菌数その他の汚染指標菌及びサルモネラその他の食中毒菌の項目別の検査結果・・・食品のみ  
※申請時点で1年以内に取得したもの
- ・ 納税状況の確認に係る承諾書
- ・ 商品のカタログ等
- ・ HPのURL、SNS(Instagram等)のアカウント名がわかる資料(画面のキャプチャ・スクリーンショット)・・・該当するものがある場合のみ
- ・ 「伝達性」、「社会性」に関する取組報告書

#### ②第3号様式・・・事業計画書（特産品）

### (3) 留意事項

- ・ 申請書類は、原則として返却しません。
- ・ 企業等が提出する書類の著作権は企業等に帰属します。なお、結果等を公表する場合、市は申請書類に記載された事項の全部又は一部を使用できるものとします。

## 6.【重要】認証者の義務

市が認証した商品であることを認識しメイド・イン上越認証事業実施要綱に定める事項を遵守するとともに、次に掲げる事項について適切な実施に努めるものとします。

- ・消費者及び流通関係者に対し積極的な情報の発信に努めること。
- ・計画的な生産、販売及び円滑な流通体制の整備に努めること。
- ・品質を維持するため、生産、製造、流通及び販売における管理方法を徹底すること。
- ・メイド・イン上越の効果的な情報発信に向けて、他の認証事業者と連携し、協力すること。
- ・実績報告書を提出すること。

## 7. スケジュール ※申請状況等により変更する場合があります。

- ・申請の締切・・・令和7年5月30日（金）
- ・審査委員会の開催・・・令和7年6月下旬～7月上旬
- ・認証の決定・・・令和7年7月下旬（予定）

◇ ◆ 提出先・問合せ先 ◆ ◇

上越市産業部 上越ものづくり振興センター  
〒943-0821 上越市土橋 2554 上越市市民プラザ 2階  
TEL 025-522-2666 FAX 025-522-2678  
Mail monodukuri@city.joetsu.lg.jp